

第34回長野県個人情報保護運営審議会 会議録

1 日 時 平成26年4月28日(月) 午後1時30分～午後5時10分

2 場 所 長野県庁 特別会議室

3 出席者

(委 員) 岩井委員、織委員、竹内委員、松江委員、宮原委員

(事務局) 久保田課長、山崎企画幹、丸山担当係長、永原主事、羽片主事、和田主事

4 議 題

(1) 会長選出、会長職務代理者の指名

(2) 新規意見聴取案件の審議

(3) その他

5 経 過

(1) 4月24日(木) 各委員へ事務局から意見聴取案件資料を事前送付

(2) 4月28日(月) 審議会の開催(別紙のとおり)

(3) 4月30日(水)～5月12日(月) 審議結果を実施機関へ通知

(別紙)

事務局： ただいまから第34回長野県個人情報保護運営審議会を開会いたします。
はじめに、委員改選後の審議会におきましては、規則に基づき「会長」の互選を行うことになっておりますが、皆様の御意見をいただきたいと思
います。

委員： 引き続き竹内委員にお願いしたいと思えます。

事務局： ただいま「引き続き竹内委員にお願いしたい。」との御発言がありまし
たが、いかがでしょうか。

委員： (異議なし)

事務局： それでは、引き続き竹内委員に会長をお願いすることに決定いたしまし
た。竹内会長、御挨拶をお願いいたします。

会長： ただいま会長に御指名いただきました、竹内でございます。
この個人情報保護運営審議会は非常に重要な個人情報について適性な運
用を確保していくという重要な役目を持っていますので、皆様の御協力を
得まして、円滑な審議及び確実な審査をしていくということで、是非とも
よろしく申し上げます。

事務局： ありがとうございます。
続きまして、議事の「会長職務代理者の指名」をお願いいたします。
規則では、会長が会長職務代理者を指名することとされておりまして、
竹内会長、指名をお願いいたします。

会長： 織委員に申し上げます。

委員： かしこまりました。

事務局： ありがとうございます。
それでは審議に移りたいと思えますので、会長、進行をお願いいたしま
す。

会 長： それでは、審議に入ります前に、このたび新たに就任された委員もいらっしゃいますので、事務局から改めて、この審議会の役割・任務等について説明をお願いします。

事務局：（説明）

会 長： ただいまの事務局の説明について委員の皆さんの方から何か御質問等がありますか。

委員：（質問なし）

会 長： それでは審議に入ります。案件一覧表 1 ページの番号 1 番から番号 57 番の定型案件について事務局から説明をお願いします。

事務局：（説明 番号 1～57）

会 長： 事務局から説明がありましたけれども、問題がない定型的なものについては、今のように資料の説明を省かせていただいて早く決めていく方法を取ることにしていました。

委員の皆さんから、57 番までの案件で、何か疑問点等があれば指摘していただきたいと思いますが、特に無ければ説明は省略するという方式でいきたいと思いますが。今の 57 番までのところで委員の皆さんから何か御指摘はありますか。

委 員： 私も竹内会長と同意見で、これまで 4 期委員を務めさせていただきましたが、登録簿の内容については事務局で整理されていますので、できるだけ簡略化した審議で結構と思っています。

会 長： 他の委員の皆さんもこの方式で行うということでもよろしく願いいたします。

では 57 番までは特に御意見なしということとします。

それでは続いて、新規の一般案件の審議に入ります。案件一覧表の番号 58 番から番号 80 番の案件について事務局から説明をお願いします。

事務局：（説明 番号 58～80）

会 長： ただいまの登録簿の作成、変更について、何か御質問、御意見はありますか。

委員：（意見なし）

会 長： 特に問題なしということでよろしいですね。
それでは次に番号 81 番と 82 番の案件について保健・疾病対策課から説明をお願いします。

保健・疾病対策課：（説明 番号 81、82）

会 長： 今回の説明について、委員の皆さんから何か御質問、御意見等がありますか。

収集するセンシティブ情報の項目で思想・信条や宗教とありますが、対象行為の原因として書かれているような宗教観と一般的な宗教観とは区別されて書かれているのでしょうか。

保健・疾病対策課： 全ての方に確認をしているわけではなくて、その方が起こしてしまった事件等に関連した中で保護観察所の調整官が、必要な場合に情報を見つけてくるというような形になっておりますので、一般的に全ての方に一通りお聞きしている情報ではございません。

会 長： 他に何か御質問はありますか。

委 員： 保護観察法の対象者となった人の発言や行動に表れてきた思想、信条あるいは差別情報などに関わるものを、保護観察所が整理して、結果として思想、信条や差別情報として扱われるだけで、積極的に収集するというものではないということでしょうか。

保健・疾病対策課： 実際に起こった事件の流れを汲み取った中で、必要な場合は調整官の方から確認をする形で収集していると聞いております。

委 員： 対象者の医療や福祉に必要な限度ではもちろんそういった情報も扱うことに問題はないと思いますが、社会秩序の維持や警察目的で収集することは断じて許されないことだと思います。あくまでも、医療機関の医師、看護師、あるいは親族との間で信頼関係を維持するために、そこを理解していないと

いらぬ摩擦や混乱が起きてしまうので避けて通れないという受け止めでもろしいでしょうか。

保健・疾病対策課： はい、結構です。

会 長： 今のところは非常に大事なことだと思いますが、審議会として意見を付す必要があるでしょうか。

事 務 局： 県で積極的に収集しているということではなく、保護観察所の方からの提供であるので、もし必要でない情報が入っていれば、受け取らずに戻すという処理もあるかと思えます。

会 長： 「支援などに必要な合理的な範囲での調査結果であれば良いけれども、それを超えるような場合は指摘をしていくという形で運用していただきたい」というような意見を付すということでもよろしいでしょうか。

委員：（承諾する）

事 務 局： 文書を保護観察所に戻すことはあるのでしょうか。

保健・疾病対策課： これまでの案件を40件程度確認しましたが、全て支援等に必要であると考えられるものが出てきており、そういった扱いはしておりませんでした。ただ、情報提供シートの記載内容を確認し、理由が不明である場合には、保護観察所に確認をしていきたいと思えます。

会 長： わかりました。他に御意見はありますか。

委員：（意見なし）

会 長： それでは次に進みたいと思います。
番号83番から97番までの案件について事務局から説明をお願いします。

事務局：（説明 番号83～97）

会 長： ただ今の97番までについて何か委員の皆さんから御質問はありますか。

委員：（意見なし）

会 長： それでは次の 98 番と 99 番につきましては健康福祉政策課から説明をお願いします。

健康福祉政策課：（説明 番号 98～99）

会 長： ただ今の説明について委員の皆さんから何か御質問等ありますか。
1 月 1 日以前に入所した方については、臨時福祉給付金の支給が確定して、それ以降に入所した方は、臨時福祉給付金か子育て世帯臨時特例給付金かどちらか判別しなくてはならないということでしょうか。

健康福祉政策課： おっしゃるとおりで、お金を支給するという結論に変わりはありませんが、そのお金がどちらのお金に当たるかという判断が必要になります。それにつきましては親の所得がどの階層区分に当たるかで判断されるものですので、市町村に情報を提供するという事です。

会 長： 特に問題はないでしょうか。

委員：（意見なし）

会 長： それでは次に番号の 101 番から 113 番まで事務局の方から説明をお願いします。

事務局：（説明 番号 101～113）

会 長： ただ今の説明について、御質問等がありますか。

委員：（意見なし）

会 長： それでは次 114 番から 147 番まで、事務局から説明をお願いします。

事務局：（説明 番号 114～147）

会 長： 今の 114 番から 147 番について何か御質問等がありますか。

委員：（意見なし）

会 長： 案件一覧表の番号 148 番及び番号 149 番の案件について事務局から説明をお願いします。

事務局：（説明 番号 148、149）

会 長： 今の 148 番、149 番について何か御質問等がありますか。

委員：（意見なし）

会 長： 案件一覧表の番号 150 番から番号 164 番の案件について生活安全企画課から説明をお願いします。

生活安全企画課：（説明 番号 150～164）

会 長： ただいまの説明について、委員の皆さんから御質問、御意見等ありますか。

委 員： これまでにも問い合わせはあつて、事実上情報提供してきたけれども、時代の流れで個人情報の管理を徹底しようということで、今回正式に審議会に諮るといふことなのでしょうか。それとも、今回この審議会に諮って情報提供することに踏み出すということでしょうか。

生活安全企画課： 今までも照会を受けて提供していたものと思われませんが、この度、提供することについて審議会に諮っていないことが判明しまして、御審議をお願いすることとなりました。

委 員： 気になるのは、提供される情報のその時点における正確性で、特に暴力団組織を離脱したとか、暴走族を離脱したとかいうことは、本人に通知すれば、情報が正確かを確認することができると思いますが、今回は本人への通知は支障があつて出来ないとしていますけれども、情報の正確性はどう担保しているのですか。

生活安全企画課： 今は、暴対法の影響もあり、暴力団員であることはあまり公にしようとする傾向にあります。特定の者が暴力団員であるかについては、こちらで知

り得たさまざまな情報がありますので、それらから総合的に判断しています。

委員： そうしますと、警察が持っている情報で組員であることが強く疑われるとか、暴力団周辺者であると認めているとか、幾つもの類型に分けて情報を整理しているのですか。

生活安全企画課： わかる範囲で回答をすることになると思います。

委員： わかりました。

会長： 他に何か御意見はありますか。

委員：（意見なし）

会長： 案件一覧表の番号 166 番から番号 181 番の登録簿の廃棄案件について事務局から説明をお願いします。

事務局：（説明 番号 166～181）

会長： 委員の皆さん何か御意見等ありますか。

委員：（意見なし）

会長： 案件一覧表追加分の番号 182 番から番号 204 番の案件について事務局から説明をお願いします。

事務局（説明 番号 182～204）

会長： 委員の皆さん何か御意見等ありますか。

委員：（意見なし）

会長： 最後に新規意見聴取案件一覧表の総合リハビリテーションセンターの番号 100 番の案件及び広報相談課の番号 165 番の案件について審議を行います。個人情報保護条例第 48 条では「審議会の行う審議の手続は、個人情報の保護を図る上で支障があると認められる場合を除き、公開とする。」と規

定されています。

これから審議を行う総合リハビリテーションセンター及び広報相談課の案件は、特定の個人に関する情報の目的外提供について審議する案件でありますので、第48条の「個人情報の保護を図る上で支障がある。」と認められます。

これらの案件については非公開としたいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

委員：（承諾する）

<番号100、165番の案件について、非公開審議>

会 長： それでは審議の結果、提供は適当であるということにしたいと思います。ありがとうございました。

今回の案件で意見を付すとしたのは81番及び82番で、それ以外は全て適当であるということにしたいと思いますがよろしいですか。

委員：（異議なし）

会 長： ありがとうございました。

以上で意見聴取案件の報告・審議は全て終了ですが、その他、事務局から何かありますか。

事 務 局： 一点、報告をさせていただきます。

平成26年4月1日付けで長野県の組織改正がありまして、登録簿の記載事項に変更が生じておりますが、組織の名称のみの変更であり、こちらで変更作業をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

会 長： 続いて、前回の第33回の審議会の会議録ですけれども、皆さんに事前に送付してありますが、記載内容につきまして、何か御意見等がありますか。

委員：（意見なし）

会 長： それでは、お送りした内容で確定とさせていただきます。続きまして、次回審議会の日程調整をします。

(日程調整)

会 長： それでは、次回の審議会は7月28日(月)13時30分から、県庁会議室
ということにします。

以上で本日の個人情報保護運営審議会を終了します。ありがとうございました。